

妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業

泉崎村では、遠方の分娩施設や医療機関等で、妊婦健診・出産・産婦健診・産後ケア・乳幼児健診をする必要がある妊産婦に対して、安心して出産・子育てができるよう、医療機関等までの移動にかかる交通費や宿泊費の助成を行っています。

※『住所地』は里帰りしている場合、里帰り先を住所地とします



助成対象者

☆妊産婦（泉崎村に住所がある妊産婦で以下の条件のどちらかに当てはまる方）

- ①住所地から、妊婦健診、出産、産婦健診、産後ケア、乳幼児健診が可能な最も近い医療機関等までの移動におおよそ 60 分以上かかる方
- ②医学的な理由のため周産期母子医療センターで妊婦健診の受診や出産をする必要があり、住所地から最も近い周産期母子医療センターまで、移動におおよそ 60 分以上かかる方

☆出産の際の同行者（妊婦 1 人につき 1 人まで。関係性は問いません。）

妊婦が助成対象となる宿泊をした場合に、その妊婦の支援のために同行し、同じ宿泊施設に宿泊した方

助成内容

【交通費（妊産婦）】

住所地から医療機関等までの往復分の交通費。また、出産前に宿泊した場合の往路は住所地から宿泊先まで、復路は医療機関から住所地までとします。

* 妊婦健診は上限 14 回（医療機関が分娩を取り扱わないため、妊娠 32 週頃に通院先を遠方の医療機関に切り替えた場合は上限 7 回）

* 産婦健診は上限 2 回

* 産後ケアは上限 7 回

* 乳幼児健診は上限 6 回

● タクシーや公共交通機関で移動した場合：かかった費用

● 自家用車等で移動した場合：1 km あたり 37 円

【宿泊費（妊婦及び同行者）】

出産入院前の宿泊費用（上限 14 泊分）

○ 助成金額：1 泊あたりにかかった費用（上限 9,800 円）× 日数



申請方法

交通費や宿泊費の支払いの後、下記のものを持参し、こども支援課（保健福祉総合センター内）にお越しください。

来所された際に、申請書に記入していただきます。

【交通費】



- ① 利用日及び利用料金が確認できる領収書等（タクシー利用の場合のみ）
- ② 妊婦健診等の受診日や出産日、及び医療機関名等が確認できる書類（母子健康手帳等）
- ③ お振込先の通帳

【宿泊費】

- ① 宿泊施設名、宿泊者名、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等
- ② 出産日及び分娩した施設が確認できる書類（母子健康手帳等）
- ③ お振込先の通帳

